平成２４年（フ）第１５２号
兵庫県宝塚市亀井町10番63―753号
破産者　有限会社サナシンライフ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
兵庫県伊丹市桑津２丁目８番25号
破産者　クリアトランスポート株式会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
兵庫県加古川市志方町志方町463番地
破産者　長谷川染色有限会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県姫路市山田町西山田698番地６
破産者　株式会社ゲットプロ
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７３号
最後の住所岡山市中区兼基122番地３平沼マンション103号
破産者　亡岡﨑康可相続財産
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６８号
佐賀県小城市小城町晴気905番地
破産者　有限会社小城ホンダ江越商会
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2309番地
破産者　アップルライフ有限会社
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木772番地１オーヴィジョン夢咲1101号
破産者　株式会社リヴィット
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
最後の住所岩手県北上市有田町６番地19号グループホームしらゆり、破産手続開始決定時の住所岩手県北上市鬼柳町川原小屋23番地３
破産者　亡及川道枝相続財産
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第６９号
最後の住所福島県北会津郡北会津村大字新庄乙781番地
破産者　被相続人亡秋山俊美相続財産
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第４１３号
茨城県水戸市北見町３番47号、登記簿上の住所茨城県水戸市けやき台１丁目６番地の１センターコートけやき台301号
破産者　有限会社睦商
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
最後の住所群馬県みどり市大間々町大間々813番地３
破産者　被相続人亡星野エイ相続財産
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１４６号
東京都小平市仲町340番地の69
破産者　弦巻　五郎
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４７号
東京都小平市仲町340番地の69
破産者　弦巻　晃夫
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
最後の住所新潟県柏崎市新田畑１番20号、前住所大阪府和泉市唐国町３丁目15番38―201号
破産者　亡眞島敏和相続財産
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第５号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
破産者　株式会社シンエーイ産業
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
愛知県西尾市住崎町北畑50番地25
破産者　富士プラスチックス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
三重県津市港町18―12、商業登記簿上の本店所在地三重県鈴鹿市中江島町14番12号
破産者　有限会社セレモ・ジャパン
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３４７号
京都市南区上鳥羽北島田町63番地、商業登記簿上の本店所在地京都市南区唐橋羅城門町12番地
破産者　進和機工株式会社
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
兵庫県西宮市甲子園網引町８番31号
破産者　有限会社ゆき電機設備
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２３号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町６番９号
破産者　有限会社ステアーズ
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係